

9－(2) 屋久島世界遺産に係る各種制度の概要

制度名	目的等	地域区分及び面積	規制内容等	備考
原生自然環境保全地域 (屋久島原生自然環境保全地域)	自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している区域のうち、保全することが特に必要なもの	1,219ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第17条) ①工作物の新築・改築・増築, ②土地の形質の変更, ③土石の採取, ④水面の埋立, ⑤河川等の水位・水量の増減, ⑥木竹の伐採及び損傷, ⑦落葉落枝の採取, ⑧木竹の植栽, ⑨動物の捕獲, ⑩家畜の放牧, ⑪火入れ, ⑫物の集積, ⑬車馬等の乗り入れ, ⑭廃棄物の放置, ⑮植物の植栽	自然環境保全法
国立公園 (霧島屋久国立公園)	優れた自然の風景地を保護するとともに, その利用の増進を図り, もって国民の保健, 休養及び教化に資する公園	特別地域 13,511ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第17条) ①工作物の新築・改築・増築, ②木竹の伐採, ③土石の採取, ④河川等の水面・水量の増減, ⑤指定湖沼等への汚排水の排水, ⑥広告物の設置, ⑦水面の埋立, ⑧土地の形質の変更, ⑨指定植物の採取, ⑩色彩の変更	自然公園法
		特別保護地区 7,478ha	環境大臣の許可が必要な行為 (第18条) 上記①～⑧, ⑩に加え, ⑪木竹の損傷, ⑫木竹の植栽, ⑬家畜の放牧, ⑭物の集積, ⑮火入れ, ⑯落葉落枝の採取, ⑰動物の捕獲, ⑱車馬等の乗り入れ	
森林生態系保護地域 (屋久島森林生態系保護地域)	原生的な天然林を保存することにより, 森林生態系からなる自然環境の維持, 動植物の保護, 遺伝資源の保存, 森林施業・管理技術の発展, 学術研究等に資する地域	保存地区 9,600ha	原則として, 人手を加えずに自然の推移に委ねる。(モニタリング, 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為, 非常災害のための応急措置, その他法令等に基づく行為等はこの限りではない。)	保護林の再編・拡充について (平成元年4月林野庁長官通達)
		保全利用地区 5,585ha	木材生産を目的とする森林施業は行わない。(人工林がある場合は, 複層林施業ができる。) 森林の教育的利用, 大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用はできる。	
天然記念物	動物, 植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の価値の高いもの	特別天然記念物 屋久島スギ原始林 4.393ha 天然記念物 アカヒゲ, カラスバト, アカコッコ, イイジマムシクイ	現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可が必要(第80条)	文化財保護法